

令和元年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
医療政策課	実習指導者講習会事業委託	実習指導者講習会事業委託	平成31年4月1日～令和2年3月31日	公益社団法人滋賀県看護協会	5,174,000	当該事業は、看護に関する専門的な講習科目を主とした研修事業であり、受講生全員が看護職員であることから、看護職員研修事業の実績を有する看護職能団体である当該法人に委託することが適切であり、また、代替可能な他の団体もないため。	2	3イ
医療政策課	滋賀県ナースセンター事業委託	滋賀県ナースセンター事業委託	平成31年4月1日～令和2年3月31日	公益社団法人滋賀県看護協会	35,145,000	県は当該法人を「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条に基づき、県内唯一のナースセンターとして指定し、本事業を委託することとしているため。	2	3イ
健康寿命推進課	緊急搬送コーディネーター事業委託	緊急搬送コーディネーター事業委託	平成31年4月1日～令和2年3月31日	大津赤十字病院	8,000,000	当該病院は、平成8年度から周産期救急医療情報管理事業として、周産期の救急症例情報の集積・分析・還元を行ってきた運営実績を有するとともに、「総合周産期母子医療センター」として本県における周産期医療の拠点病院としての役割を担っており、他に本事業の円滑かつ効率的な運営を期待できる者がいないため。	2	3イ
医療政策課	滋賀県原子力災害医療ネットワーク調査研究事業委託	滋賀県原子力災害医療ネットワーク調査研究事業委託	令和元年8月1日～令和2年3月31日	公益財団法人原子力安全研究協会	6,000,000	原子力災害医療のネットワークに係る調査検討に当たっては、医学および放射線に関して広範囲にわたる高度で専門的な知識が必要である。また、原子力発電所等の放射線関連施設は偏在しており、実際に診療を要する患者が発生する頻度も極端に低いため、1つの道府県だけでは事例の蓄積が困難であり、他道府県の事例も踏まえた調査検討が不可欠であることから、全国的に活動を実施している学術専門団体である当該法人に委託して実施することが最も効果的であるため。	2	3イ